

第5章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

第1節 概 説

近年、都市の過密化や自然とのふれあいの場の減少といった環境の変化によって、私たちのまわりから、うるおいとやすらぎに満ちたゆとりのある生活空間が失われつつあるが、こうしたことは、自然を守り、郷土を愛する心の希薄化をもたらし、さらには、人々の連帯感を薄れさせるに至っている。

そこで、次第に薄れつつある人と自然とのふれあいを回復し、広げ、美しい郷土とあたたかい人間関係を取り戻すことが何よりも必要であることから、自然公園をはじめ、県下の美しい自然に恵まれた山野、湖沼、河川、海辺は言うに及ばず、公園、学校、道路、庁舎等の公共施設から事業所や家庭に至るまで限りなく美しい快適な環境を創出し、県内に各地の特色ある個性を生かしながら、県民とともに自然と人間が調和し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するため、各地で活発な運動を展開するとともに、自然とのふれあいの場を提供するために、公園施設の整備等を進めている。

第2節 ゆとりのある空間の確保

安らぎを感じるさわやかな空間の創造に県民自らが取り組むことを広げるための普及啓発やセミナーの開催を行っている。

1 さわやかな県土づくりの普及啓発

コンクールの実施やみどりの章の授与をはじめ、各種広報媒体を活用して、市民・県民への普及啓発を進めている。

(1) 第16回ひょうご花と緑のコンクールの実施

県民による花や緑に満ちたまちづくりの促進を図るため、家庭や職場・学校・まちかど等で四季折々に育てられている花や緑の優良事例を顕彰している。

○募集部門 家庭緑化部門、学園緑化部門、職域緑化部門、コミュニティ緑化部門

○応募件数 310件（平成9年度）

○表彰件数 110件（平成9年度）

(2) みどりの章の授与

県民運動の啓発と参加意欲の高揚を図るため、緑化・環境美化・まちづくりなど日常的で身近な活動により、さわやかな県土づくりの推進に貢献した個人や団体を顕彰している。

○授与件数 30件（平成9年度）

(3) 「みどりの日」の普及啓発

緑豊かな自然と県土の形成及び県民生活の向上に資するため、「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」という「みどりの日」の趣旨を広く普及している。

○普及啓発用種子の配布 20,000袋

○普及啓発用花づくり栽培セットの配布 3,200個

2 緑化セミナーの開催

緑化活動のより一層の普及を図るため、緑化活動団体のリーダーとして活動している指導者及び市町緑化担当者等を対象として、緑化技術等、実践に役立つ研修を実施している。

○参加人員 360人（平成10年度）

第3節 豊かで多様な緑の創出

「緑の総量確保推進計画」に基づき、緑の公益的機能の確保に向けた取り組みを推進するなど、身近な緑地を保全しつつ、豊かで多様な緑の創出に関する取り組みを総合的に推進する。

1 緑の総量確保の推進

平成2年度に策定した「緑の総量確保推進計画」（平成3年度から平成12年度までの10カ年計画）の着実な推進を図るため、平成8年度からは「緑の総量確保後期5カ年実施計画」（平成8年度から平成12年度）により、前期の進捗状況を勘案しながら取り組んでいる（第3-5-1表）。

後期5カ年実施計画では、「緑の総量確保推進計画」に示された緑の公益的機能の確保、フローからストックへ、保全と創出のリンケージなどの基本理念に加え、

緑の質的な向上と人々の生活の向上を考慮した緑の形成を目指し、生物の多様性に配慮した緑の質的な確保、里山林の整備の推進、防災に配慮した緑の確保を重点推進事項として進めている。

緑の保全については、保全区域の拡大を図るため、保安林の指定、環境緑地保全地域等の指定、緑地保全地区の指定、風致地区の指定などに加え、新たに、指定野生動植物種保存地域の指定を進めている。

緑の創出については、森林地域ではひょうご豊かな森づくり構想に示された里山林整備事業、自然活用型野外CSR事業などを重点的に進めている。また、都市地域等では県立公園4倍増作戦の着実な展開を図るため、公園の整備を進めるほか、道路・学校・港湾・海岸等の公共事業による緑化、住宅建設や工場建設などに伴う民間緑化、ふるさと桜つつみ回廊、緑の少年団、自治会等による緑化運動により、緑化を推進している。

第3-5-1表 緑の総量確保後期5カ年実施計画の状況

区 分	後 期 5 カ 年 実 施 計 画 量	平成9年度末実績	平成10～12年度 実 施 計 画 量
保 全（保安林指定等）	ha 5,241.0	ha 1,097.0	ha 4,144.0
創 出（森林・公共緑化等）	ha 5,916.1	ha 2,168.1	ha 3,748.0

2 緑の総量確保のための基金事業

県が公共事業等によって減少させた緑の機能を長期的な視点から確保するため、その財源を緑化基金へ拠出し、森林など緑の有する様々な公益的機能を高めるための事業など、緑の総量確保のための施策を進めている。

(1) 緑のパトロールの実施

植樹後の維持管理と地域の風景と調和した修景緑化を推進するために、「緑のパトロール」を設置して、道路沿線の樹木の育成、管理状況の点検指導を行うとともに、緑化活動を行う住民の育成・支援を行っている。

〔主な事業〕

- ア 公共施設等の樹木の育成、管理状況の点検指導
- イ 点検結果に基づく応急措置
- ウ 住民団体に対する資材提供
- エ 民有地等の修景緑化（道路沿線の緑化）

(2) 緑の協力員の設置

緑のパトロールと連携して、ボランティアで地域の緑化を進めていく「緑の協力員」を設置し、緑化活動の一層の展開を図っている。

〔主な活動内容〕

- ア 緑化活動団体のリーダーの育成
- イ 緑化活動団体相互の交流を促進するための支援、情報提供
- ウ 緑化の相談、指導及び緑のパトロール派遣の要請
- エ 緑のパトロールに対する公共施設等の要点検箇所についての情報提供

(3) 花のあるみちづくり事業

花と緑あふれるさわやかな県土を創造するとともに、本県のイメージアップを図るため、プランターの設置やワイルドフラワーによる花のあるみちづくりを進めている。

〔対象路線〕

モデル路線 国道175号など37路線

(4) 県民運動による緑化推進事業

県民運動による「緑の総量確保」の着実な推進を図るため、緑化活動の場づくりとしての重点的な緑化等を進めるとともに、自治会・緑の少年団等の緑化活動を支援している。

- ア 自治会等による民有地等の緑化事業
- イ 緑の少年団による植樹運動支援事業
- ウ 住民組織の支援・育成

(5) 花と緑のまちづくり研究所

さわやかな県土づくりの積極的な推進を図るため、幅広く関連分野の専門家の英知を結集し、花と緑による美しい地域景観の創造に関して、調査研究及び提言を行うとともに、市町等の行う事業や県民の実践活動への支援を行っている。

- ア 花と緑を中心とする地域景観の創出手法等に関する調査及び研究
- イ 市町、民間団体及び県民等の行う実践活動に対する助言、指導
- ウ 機関誌の発行など県民、実践活動団体等に対する普及啓発
- エ 緑の協力員の研修の実施
- オ ガーデンクラブ連合組織の設立支援

3 ひょうごグリーンネットワーク事業

被災地に緑を取り戻し、「いのちある街」に再生させるため結成された「ひょうごグリーンネットワーク」の呼びかけにより、全国から申し出のあった募金・苗木を受け入れ、被災地の緑化を推進するために、復興に併せ継続して樹木の植栽を進め、人と自然とが共存できるまちづくりを図っている。

4 植樹植林運動の展開

道路、公園、学校等公共施設の緑化のための植樹や植林を進めるほか、県民の参加による緑化運動を展開している。

(1) 市町植樹祭の開催及び市町民の森の設置誘導

県民参加による植樹の契機とするため、県下全市町での植樹祭の開催や市町民の森の設置を誘導している。

(2) 緑化用苗木の養成・配布

県民運動としての緑化運動を支援するため、サツキ、ツツジ、アジサイなどの花木を養成し配布している。

○養成本数 約10万本

第4節 自然豊かな親しみやすい水辺空間の創造

水がわれわれに与えてきた風土と文化を子孫に継承するため、水質浄化はもちろんのこと、うるおいと親しみのある水辺空間の保全と創出を行うことにより、水とのふれあいを促進している。

1 流域水環境保全創造指針

河川流域の良好な水環境の保全と水辺空間の創造をめざした取り組みを推進するため、流域の水質、水量、水生生物、水辺地等の水に係る環境の保全と創造のための総合的な流域水環境保全創造指針を策定した。

2 水辺空間の整備

河川、海岸、ダム、砂防、港湾などの水辺空間について、県民が水と緑に親しみ、ふれあえる場を創出するため、出石川、円山川等でふるさとの川整備事業を実施するとともに、武庫川～篠山川～加古川上流～円山川間で、引き続きふるさと桜づつみ回廊の整備を進める。また、水環境管理に関する総合的かつ計画的な施策を実施するための計画を武庫川水系で策定するとともに、千種川水系で地域住民と一体となって河川の自然を体験できる河川整備の計画策定調査を行う。さらに、青野ダムでダム湖利用適正化の推進に引き続き取り組むとともに、ダム及びダム湖の持つ広大な水と緑のオープンスペースをうるおいとやすらぎの場とするため、引原ダムでダム湖活用環境整備事業を引き続き実施する。加えて、鍛冶屋川（相生市）ほかで溪流の環境に配慮した砂防環境整備事業を実施するとともに、姫路港ほかにおいて、親水機能を高める港湾環境整備事業を実施する。

第5節 良好な景観の形成

長い歴史の中で積み重ねられ構築されてきた風景と伝統的なまちなみは、地域の文化を代表するものであることから、美しい景観の形成を促進するための施策を展開している。

1 景観の形成等に関する条例の施行

さわやかな県土づくりの一環として、優れた景観の形成等を図ることを目的に制定した。条例の柱である「景観形成地区の指定」、「風景形成地域の指定」、「大規模建築物等の届け出」等の円滑かつ積極的な運用により、現存している優れた景観の保全と魅力ある新たな景観の創造を推進している。

2 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の施行

地域の独自性と主体性を生かしつつ、適正な土地利用の推進、森林の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成により、緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現を図っている。

3 屋外広告物条例の施行

屋外広告物の持つ機能や役割に配慮しつつ、美観風致を維持し快適な生活空間を創造するため、広告景観対策を実施している。

4 廃自動車問題対策

地域の美観を損なう廃自動車等の屋外保管に対して、保管方法について協議・協定等を行うことにより、環境の美化の促進を図っている。

第6節 自然とのふれあいの推進

豊かな自然とその生態系を県民共有の財産として次の世代に引き継ぐため、地球環境保全の視点から生態系の破壊を未然に防止し、エコロジカルな地域づくりを進めるための施策を展開している。

1 自然公園の利用と自然公園施設の整備等

(1) 自然公園の利用

国立公園、国定公園及び県立自然公園の利用者数は、平成9年は約2,843万人であった。

平成5年から数カ年の推移をみると、平成7年度の震災による減少からは回復過程にあるが、まだ震災前の水準には至っていない（第3-5-2表）。

第3-5-2表 自然公園利用者数

(単位：千人)

種別 \ 年	5	6	7	8	9
国 立 公 園	19,653	19,203	9,199	15,355	15,297
国 定 公 園	2,679	2,971	3,360	2,808	2,684
県立自然公園	9,324	9,360	8,990	10,259	10,451
合 計	31,656	31,534	21,549	28,422	28,432

(2) 自然公園施設の整備等

自然公園等の利用者に対して、自然とふれあう憩いの場を提供するため、平成9年度に次の公園施設の整備等を行った（第3-5-3表、第3-5-4表）。

第3-5-3表 自然公園施設の整備等

公園名等	地区名	施設名
瀬戸内海国立公園	神戸市六甲山	公衆トイレ再整備
山陰海岸国立公園	香住町今子浦	公衆トイレ再整備
山陰海岸国立公園	竹野町竹野	野営場再整備（温水シャワー棟、炊事棟新築）

第3-5-4表 自然歩道の維持補修

地区名	施設名
山陽自然歩道（相生市、香寺町、福崎町管内）	階段、案内標識の補修、公衆便所の水洗化

(3) 長距離自然歩道の整備

すぐれた風景地や史跡等を結び全国をネットワークする「長距離自然歩道」の一環として県内を巡る自然歩道（近畿自然歩道）の整備を平成9年度より着手した。（第3-5-5表）。

第3-5-5表 震災復興整備

地区名	整備内容
長距離自然歩道六甲山系ハイキング道山陽路ルート	既存の道路を利用し、標識類を中心に整備

(4) 国民休暇村の整備

竹野海岸国民休暇村

昭和54年度にオープンした休暇村で、昭和61～63年度で野営場を整備し、平成4年度に海の自然により一層親しむため、竹野スノーケルセンターをオープンしたが、多様化する利用者のニーズにこたえるため、野営場の増設等の再整備を図っている（第3-5-6表）。

第3-5-6表 竹野海岸国民休暇村平成9年度の整備

施設名	内容
野営場	キャンプ場増設、管理棟増築、休憩所新築

2 県立南但馬自然学校の運営・整備

県立南但馬自然学校は、朝来群山県立自然公園の一画にあり、広大な自然環境を活用して、野生味あふれる「ふれあい体験」ができる自然学校受入施設である。

分散型の生活棟が6棟、雨の中でもファイヤーができる大屋根広場、そのほか、食堂棟、浴室棟、自然観察館、但馬ふるさと館、フレッシュエアテント、屋外キッチン、自然観察路などの施設が整備されている。

平成9年度は、自然学校利用約3万1千人、自然学校以外の利用約1万4千人が、自然とのふれあい、人とのふれあい、地域とのふれあい活動を展開した。

また、自然学校の児童・生徒の受け入れだけでなく、教員を対象とした自然学校指導者講座、一般・大学生、施設職員を対象とした自然学校指導者養成研修を実施するとともに、自然学校の先導的プログラム開発や自然学校に関する調査研究、さらには、自然学校の情報提供を行っている。

3 三木山森林公園の運営・整備

三木山森林公園は、多様な森林を育成し、豊かな緑の中で勤労者をはじめ広く県民の文化活動及びレクリエーション活動の促進を図ることによって、森林とのふれあいを深めることができる公園である。

公園区域は約90ヘクタールの広がりがあり、森林はコナラ等の落葉広葉樹が多く、新緑・緑陰・紅葉・冬枯れといった四季折々の雑木林の美しい姿を提供しており、来園者は平成6年度約23万人、同7年度約27万人、同8年度約35万人、そして同9年度約38万人と飛躍的に増加しており、多くの県民に利用されている。

この森林内に、大芝生広場・イベント広場をはじめ、森の文化館（音楽ホール・展示ホール等）・森のクラフト館・茶室、森のバーベキュー広場等の利用施設を点的に配置しており、今後は森のコンサート・親子木工教室・野鳥観察会等の森を媒介とした各種イベントの開催により、これらの施設の利用促進を図るとともに、人と森林とのふれあいを深めていくこととしている。

4 丹波の森公園の運営

緑豊かな森とのふれあいや創作活動への主体的な取り組み、地域や世代を超えた交流などが展開される丹波の森構想の推進拠点となる、また、新しいライフスタイルづくりやこころ豊かな丹波づくりの実践活動の場となる施設である。

- ・ 設置場所 氷上郡柏原町柏原5600

- ・ 主要施設 生活創造センター（会議・セミナー室、多目的室、創作工房等）
ホール（プロセニウム形式の舞台、練習室・楽屋、800人収容）
アトリエ（絵画棟、彫刻棟）
スポーツ施設（多目的グラウンド、テニスコート8面）
親水河川、芝生広場、イベント広場、主幹園路等
- ・ 主要事業 丹波の森づくり（森づくりボランティア養成等）、生活創造センターの運営（研究会議の設置等）、生涯学習社会への支援（生活創造大学の開催等）、芸術文化活動への支援（国際音楽祭等）、青少年活動への支援、県民ネットワークの形成、自立する消費者活動への支援の各事業

5 森とのふれあいの促進

森林地域等の自然環境の保全・創出等について県民の自主的な参加のもとに実践活動を行うことにより、森とのふれあいを促進している。

(1) 「ひょうご森の倶楽部」への支援

森とのふれあいを通じ、森と親しみ、森に対する理解を深めることを目的として“森林ボランティア 親林隊”が中心となって設立された「ひょうご森の倶楽部」に支援を行っている。

第7節 特色ある地域環境の創造

地域の自然条件、時代の文化、人々の暮らし方等を反映し、ゆとりとうるおいに満ちた個性と魅力にあふれたまちづくりを行うため、緑化をはじめとする県民運動が活発に展開できるよう支援を行っている。

1 花いっぱい推進事業

花と緑のまちづくり実践グループの活動に必要な種子・資材等を提供し、県民による緑化活動の活性化を図っている。

○花の基地づくり

2 淡路景観園芸学校の開設準備

花と緑によるゆとりと潤いのある美しい環境の創造に資するための景観園芸に関する教授研究を行うことにより、景観園芸について指導的役割を果たすことができ

る者を養成するとともに、景観園芸に関する知識及び技術を蓄積し、その普及を図り、もって人と自然が共生する安全かつ快適なまちづくりに寄与することを目的とする淡路景観園芸学校を平成11年4月に津名郡北淡町野島常盤に開設する。

3 あわじ花回廊構想の推進

明石海峡大橋の開通やジャパンフローラ2000の開催等、国内外から多くの人々が訪れる大交流時代を迎えた淡路島において、豊かな自然環境を守り育てるとともに、まちなみ、屋外広告、ごみ等、その背景となる景観・環境の整備を図りつつ、花と緑の美しい空間が、点から線へ、さらに面へと広がるよう、自然と人の営みの調和した共生社会を創り上げることを目的とした「あわじ花回廊構想」を推進している。

この構想に基づく、緑花推進、広告景観形成、ごみの散乱防止等の具体的な実践活動を、それぞれの事業者（行政、関係団体、企業、住民等）がそれぞれの立場で展開することにより、優れた地域景観の形成をめざす淡路公園島構想の一層の進展を図り、世界に開かれた公園島の創造に資する。

4 花の島淡路県民運動支援事業

島内各地域において、花づくりグループ等さまざまな団体が、緑花活動に取り組んでいるところであるが、明石海峡大橋の開通やジャパンフローラの開催（平成12年）に向けて、淡路地域では「あわじ花回廊計画」が進められるなど、地域の緑花推進の核となる地域の緑花グループのさらなる拡充、発展が求められている。

“花”を通じた地域づくりを推進するため、花づくりグループの拡充や街カルテづくり運動の展開を図っている。

第8節 今後の課題

21世紀の日本を先導する環境適合型社会をめざして、兵庫に息づく多様な自然と人間活動の交流・調和を基軸に「人と自然と都市が共生する地域空間づくりと快適環境の創造」を進める。

そのため、真に豊かな成熟社会の構築に向けて、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりとうるおいのある美しい環境の創造を図り、人々がゆとりをもって快適に安心して暮らせる都市づくりを進めるとともに、被災地域の創造的復興を推進する。また、県民一人ひとりが社会の構成員として主体的・積極的に「さわやかな県土づくり県民運動」に参画できるよう、その契機づくりや支援を行い、“こころ豊かな兵庫”をめざす。